

令和4年3月24日

「消費者安全調査委員会設立10年間のまとめ（仮）」構成イメージ 【議論のたたき台】

はじめに

1. 消費者安全調査委員会の設立と10年間の活動

(1) 設立の経緯

- －新たな事故調査機関の必要性
- －事故調査機関の在り方に関する検討会
- －消費者安全調査委員会設立（消費者安全法改正）

(2) 10年間の活動

- －申出、調査事案、報告書、意見等
- －フォローアップの状況
- －傾向の分析（端緒、調査対象、意見類型毎の取組実施状況等）

(3) 「消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方」以降の活動

- －調査事案、報告書、意見、その他の情報発信等

2. 「事故調査機関の在り方に関する検討会」とりまとめと実際

(1) 事故の特性に応じた調査の必要性

- －「個別調査」、「事故情報等の解析・傾向分析」
- －「すき間事故」※への対応

※ 上記とりまとめでは「すき間事故」を以下のように定義

- ①事故の調査をする体制がない分野の事故
- ②事故の調査をする体制はあるが、その目的や権限との関係では、消費者保護の観点から十分な調査を進めることが困難な分野の事故
- ③分野横断的であるために、消費者保護という統一的な視点で調査を進めることが困難な事故

(2) 事故調査に求められる属性

- －独立性、公正性、網羅性、専門性

(3) 事故調査と刑事手続との関係

- －目的・対象の違い、事故調査の優先性、証拠の相互利用と制限、事故調査結果の刑事利用

(4) 再発防止のための事故調査

(5) 被害者等に向き合う事故調査

3. 消費者を取り巻く環境の変化

(1) 事故の発生傾向

(2) デジタル化

- －デジタル機器（AI、IoT等）の流通
- －インターネット取引の増加（取引DPF、CtoC）
- －新たなサービスの登場（シェアリングエコノミー等）

(3) 「誰一人取り残さない」社会の必要性

- －高齢者、障害者等
- －持続可能な開発目標（SDGs）

(4) 流通・規制の国際化

- －海外製品の国内への流通
- －規制や規格基準の国際動向

(5) その他

- －端緒情報としての消費者による情報発信（SNS等）
- －中古品、リビルド品（一部部品交換品）の流通
- －製品のコモディティ化
- －カスタマイゼーション（消費者による組み合わせ、カスタマイズ）
- －業界団体に属さないアウトサイダーへの対応

4. 今後の消費者安全調査委員会に求められる役割と課題

(1) 固有の権限の更なる活用

- －意見具申による関係省庁の連携促進
- －既存不適格への対応

(2) 先行的な調査の必要性

- －デジタル機器（AI、IoT製品）による事故

- －身体機能や認知機能の制限（低下）と事故（例：福祉用具の事故）
- －諸外国における規制状況 等

(3) その他の課題

- －発信力の更なる強化
- －他機関との連携の在り方
- －調査に関わる専門人材の継続的な確保（事務局・専門委員）

おわりに